

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2023年11月10日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 花岡 隆司

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

【事務連絡者氏名】 米山 亮

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 しんきん海外ソブリン債セレクション
欧州ソブリン債ポートフォリオ
米国ソブリン債ポートフォリオ
欧米ソブリン債ポートフォリオ

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 ポートフォリオごとに1,000億円を上限とします。
(合計3,000億円を上限とします。)

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、新NISA制度における成長投資枠の対象商品とするための投資信託約款の変更に伴い訂正すべき事項および委託会社等の情報について更新すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(5)【投資制限】

<訂正前>

(略)

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、我が国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(略)

金利先渡取引および為替先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(略)

<訂正後>

(略)

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。

- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、我が国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(略)

金利先渡取引および為替先渡取引

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(略)

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、N I S A (少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にN I S Aの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

上記「(5) 課税上の取扱い」の内容は2023年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、N I S A (少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にN I S Aの適用対象となります。

当ファンドは、2024年1月1日以降のN I S Aの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

上記「(5) 課税上の取扱い」の内容は2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2023年8月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	100	954,133
単位型公社債投資信託	30	75,585
単位型株式投資信託	76	159,085
合計	206	1,188,805

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。